平成１５年(ヲ)第２号　間接強制申立事件

（基本事件　平成１４年(ヨ)第４８号）

決　　定

福岡県久留米市東[redacted]

債　権　者	荒　木　龍　二
上記代理人弁護士	江　上　武　幸
同	馬　奈　木　昭　雄
同	髙　橋　謙　一
同	紫　藤　拓　也

北九州市小倉北区明和町１番１１号

債　務　者	株式会社読売新聞西部本社
上記代表者代表取締役	池　田　　孜
上記代理人弁護士	辻　　正　喜

主　　文

1　債務者は，債権者に対し，本決定送達の日以降本案判決確定に至るまで，債務者が発行する別紙商品目録記載の新聞及びその他の刊行物につき，各供給数記載の部数を各発行ごとに供給せよ。

2　債務者は，債権者に対し，債務者が発行する新聞及びその他の刊行物を別紙読者一覧表記載の各購読者に対して配達しその購読料を集金することを債務者自ら行い，または他の新聞販売店にこれを行わせてはならない。

3　債務者が本決定送達の日以降前記１，２項記載の義務を履行しないときは，債務者は債権者に対し，１日につき金３万円の割合による金員を支払え。

4　債権者のその余の申立てを却下する。

理　　由

上記は正本である

同日同庁

裁判所書記官　猿渡清成

第１　申立ての趣旨及び理由

別紙「間接強制の申立書」と題する書面記載のとおりである。

第２　判断

一件記録によれば，当庁平成１４年(ヨ)第４８号地位保全等仮処分事件の仮処分決定正本が存し，申立人が履行を求める債務は間接強制の対象となる不代替的作為債務であって上記仮処分決定正本に表示されていること，債務者は上記仮処分決定の後も命じられた債務を履行していないことが認められる。

そして，支払いを命じる金額については，債務不履行の場合に生じる損害賠償の額を斟酌して履行確保のための相当額を定めるべきところ，本件では，所得税青色申告決算書（平成１１年分ないし平成１３年分）により認められる売上金額，売上原価，経費等を含む諸般の事情を考慮し，１日当たり金３万円と定めるのが相当である。

したがって，債権者の本件申立ては主文の限度で理由があるので，民事執行法１７２条１項を適用して，主文のとおり決定する。

平成１５年２月４日

福岡地方裁判所久留米支部

裁判官　三井教匡

商品目録

商品名	供給数
読売新聞朝刊14版	1770 部
読売新聞夕刊	370 部
九州スポーツ	67 部
スポーツ報知	17 部
英字新聞(デイリーヨミウリ)	7 部
日本証券新聞	4 部
読売新聞朝刊九州版	0 部
ぜんせき	2 部
つりニュース	7 部